

## 「根室産取扱店」認証要綱

### 第1 目的

「根室産取扱店」として認証することにより、北海道根室産水産物の流通促進と消費拡大を図るとともに、根室産水産物の認知度向上を目的とする。

### 第2 「根室産取扱店」の定義

この要綱でいう「根室産」とは、根室市内四水産物地方卸売市場で水揚げされた水産物をいう。

2 水産加工品にあつては、前項の水産物を主原料とし、加工された製品をいう。

### 第3 認証の対象

(1) 小売業、飲食業及び宿泊業を営む店舗で、「第4 認証基準」を満たす店舗とする。なお、複数の店舗を有する場合にあつては、原則として各個別の店舗を対象とする。

(2) 所在地は、根室市内・市外を問わない。

### 第4 認証基準

次の要件をすべて満たす店舗とする。

(1) この制度の趣旨に賛同し、根室産水産物を日本全国に積極的に提供する意思があること

(2) 根室市内四水産物地方卸売市場に登録されている買受人又はその荷を扱っている店舗であること

(3) 根室市内四水産物地方卸売市場に登録されている買受人又はその荷を扱っている買受人の推薦があること

(4) 販売・使用している水産物が根室産であることや、その魅力を消費者に積極的にPRすること

(5) 販売・使用している水産物について一貫した品質及び衛生管理に努めており、消費者から安全・安心な買受人又は店舗であると認知されていること

(6) 協議会への店舗関係情報の提供と、広報宣伝に協力すること

(7) 認証のばり製作代等の費用負担に協力すること

### 第5 認証の申請

「根室産取扱店」の認証を受けようとする店舗（以下「申請店」という。）は、「根室産取扱店認証申請書（別記様式第1号。以下「申請書」という。）」に店舗外観画像（店舗を構えていない場合は不要）を添えてPR部会に提出するものとする。

## 第6 認証部会

この要綱に基づく認証基準の策定、認証申請の審査、その他認証に関し特に必要と認める事項について調査又は審議は、ねむろ水産物普及推進協議会PR部会（以下、PR部会）が行う。

2 PR部会は審議に関し、ねむろ水産物普及推進協議会流通促進部会に意見を聴取することができる。

## 第7 認証の決定及び登録

第5の規定による申請があった場合には、PR部会を開催する。なお、書面による開催も可とする。PR部会の審査の結果、認証基準に適合すると認めたときは、認証を決定し、申請店に対し「根室産取扱店認証のぼり（別記様式第2号、以下「認証のぼり」）」を1申請店につき大小各1本交付するものとする。

2 PR部会は、認証の審査に際し、必要と認める場合には、申請書の内容に関する調査を行うことができるものとする。

3 PR部会は、認証しないと決定したときは、申請店に対し通知するものとする。

4 申請店は、第7 1項のほか新たに「認証のぼり」の交付を受けたい場合は、認証のぼり製作代として大小1組3,000円を納付するものとする。また、激しい汚れ・毀損等により、再度認証のぼりを必要とする場合も同様とする。

5 PR部会は、認証を決定した際に、認証の対象となった店舗（以下「認証店」という。）を登録するものとする。

## 第8 認証のぼりの掲示

認証店は、認証店内外の見やすい箇所に認証のぼりを掲示しなければならない。

## 第9 認証の有効期間

認証の有効期間は（以下「認証期間」という。）は、認証した日から起算して2年間を経過した年度末までとする。

2 年度の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までをいう。

## 第10 認証の更新

認証店が、認証期間終了後引き続き認証を受けようとする場合は、認証期間満了前に申請書を提出し、審査を受けるものとする。

2 前項の規定により更新される認証期間は、認証期間終了年度の翌年度から2年間とする。

3 更新料は無料とする。

## 第11 認証店の責務

認証店は、この要綱を遵守しなければならない。

2 認証店は、認証のぼりの使用により問題が生じた場合は、その責任においてこれを解決するものとする。

## 第12 認証の取り消し

PR部会長は、認証店が次のいずれかに該当するときは、PR部会の審査を経て認証を取り消すことができる。なお、書面による審査も可とする。

(1) 認証店が、認証基準に適合しなくなったと認められるとき。

(2) 認証店から認証の取り消しの要望があったとき。

(3) その他認証を取り消すべく重大な事由が生じたとき。

2 前項の規定により、認証者でなくなった場合は、認証のぼりを返還するものとする。

## 附 則

この要綱は、平成27年3月31日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。